

平成30年

警察庁行政事業レビュー公開プロセス

1 日時

平成30年6月26日（火）午後1時30分から午後4時00分までの間

2 場所

中央合同庁舎第2号館地下1階第7・8会議室
（東京都千代田区霞が関2-1-2）

3 議題

- (1) サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成
- (2) 大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備

4 議事

次のとおり

議 事

【サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成】

会計課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから警察庁行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

初めに、警察庁会計業務改善委員会委員長である松本官房長から御挨拶させていただきます。官房長、お願いいたします。

松本官房長 官房長の松本でございます。本日は、有識者の先生方には、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。警察庁行政事業レビューの公開プロセスということで、一言御挨拶申し上げたいと思います。

警察庁では現在、2つの枠組み、具体的には警察庁職員からなります警察庁会計業務改善委員会、もう1つが外部有識者の皆様からなります警察庁会計業務検討会議、この2つの枠組みを通じまして、行政事業レビューに鋭意取り組んでいるところでございますが、事業の効果的・効率的な実施に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

本日の公開プロセスにおきましては、当警察庁が昨年度に実施いたしました事業のうち2つの事業、これは客観的かつ公開の方法により検証することが望ましいと考えられた2つの事業でございますが、これにつきまして有識者の先生方に御議論いただきたいというものでございます。

大変限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会計課長 それでは、本日御審議いただきます有識者の方々を御紹介させていただきます。

赤坂法律事務所の赤坂裕彦様です。

東京大学大学院総合文化研究科教授の内山融様です。

藤森恵子公認会計士事務所の藤森恵子様です。

神戸山手大学現代社会学部教授の吉田誠様です。

株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員の河村小百合様です。

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授の赤井伸郎様です。

なお本日、有識者の取りまとめ役は赤坂先生にお願いをしております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、審議に入ります前に、審議の流れについて御説明させていただきます。

まず始めに、事業の概要等につきまして、担当課から5分程度で説明がございます。次に、私から、事業の論点について説明させていただきます。その後、事業について皆様に御審議をいただきたいと思います。

審議がある程度進みました段階で、私から皆様にお手元のコメントシートへの御記入をお願いいたしますので、審議の途中ではございますが、御記入を始めていただきますようお願い申し上げます。

その後、皆様の評価を踏まえまして、取りまとめ役の赤坂先生の方から、評価結果

及び取りまとめコメントの案を発表していただきます。この案に対しまして、有識者の皆様から御意見をいただいた後、それらを踏まえ、赤坂先生の方から最終的な評価及び取りまとめコメントを発表していただくこととしております。

以上が審議の流れでございます。皆様には、進行に御協力をいただきますよう、お願いいたします。

なお、室内暑くなっております。お暑いようでしたら上着をお取りいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、1つ目の事業でございます「サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成」について始めたいと思います。

まずは担当課である総務課政策企画官から5分程度で説明をお願いします。

総務課政策企画官 それでは、私の方から、お手元のカラーの横置きの資料に基づきまして、サイバー空間の脅威に対処するための人材育成について説明させていただきます。

最初に、警察が対処する3つの脅威について説明させていただきます。資料の2ページ目を御覧ください。サイバー犯罪でございますが、サイバー犯罪とは、情報通信技術を利用した犯罪でありまして、平成29年度中の検挙件数は9,000件を超えまして、過去最高となっております。警察におきましては、事件の捜査や官民連携による被害防止対策等の取組を進めているところでございます。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。続いてサイバーテロでございますが、サイバーテロとは重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃によりまして、社会機能を麻痺させるものでございます。国内での発生例はありませんが、海外ではサイバー攻撃による大規模停電等が発生しております。警察におきましては、サイバー攻撃の発生を想定しました重要インフラ事業者との共同対処訓練等の取組を進めております。

続きまして、資料の4ページ目を御覧ください。次に、サイバーインテリジェンスでございます。サイバーインテリジェンスとは、情報通信技術を用いた諜報活動でありまして、国内でも標的型メール攻撃による情報漏えい事案等が発生しております。警察におきましては、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で構築しました情報共有ネットワークを活用しました情報の収集・分析等の取組を進めております。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。これらの脅威への対処に係る課題としまして、まず警察全体の底上げと専門的捜査員の育成が必要であると考えております。具体的には、これまでの人材育成の取組によりまして、サイバー捜査の指導ができるレベルの人材を一定数育成できているところでありますが、第一線の警察官のサイバーの知識が不足しておりますので、本部の捜査員がこうした警察官の指導に時間と労力を割かれているのが現状でありまして、質・量ともに拡大しつつある高度なサイバー事案に十分に対応できていない状況にあると考えております。

そこで全体の底上げによりまして、全ての警察官が基本的なサイバー捜査を行うことができるようにしますとともに、サイバー捜査の先導や指導を行う専門的捜査員の人数を更に増加させまして、高度な情報通信技術や新たな電子機器を利用した犯罪等

に対応できるようにする必要があると考えております。特に専門的捜査員につきましては、発信元の特定や実態解明に関する能力を向上させることが重要であると考えております。なお、取組を推進するに当たりましては、警察に必要なサイバー人材は民間事業者や他省庁におけるそれとは異なるという点に留意が必要であると考えております。具体的には、民間事業者や他省庁におきましては、サイバー攻撃から自らのシステムを守ることに よりまして、提供するサービスの維持や復旧、あるいは再発防止を図ることを目的としておりますけれども、警察におきましては、通信記録等からサイバー犯罪やサイバー攻撃の被疑者を追跡しますとともに、被疑者の犯行を法的に証明するという ことを目的としているという違いがあるということでございます。

続きまして、資料の6ページ目を御覧ください。警察には捜査等を行う警察官と捜査に対する技術支援等を行う技官がございますけれども、こちらが平成30年度からの新たな施策を含めました、警察官と技官全体の教養体系と育成目標を整理した計画となります。5年後には全警察官が基本的なサイバー捜査要領を理解しているレベル2相当の知識を身につけますとともに、概ね単独でサイバー捜査が実行できるレベル3以上の職員を約2万人育成することを目標としております。なお、このピラミッドにおきましては、上の段は下の段の内数となっておりますので、御留意いただければと思います。

続きまして、資料の7ページ目を御覧ください。捜査に関する知識と情報通信技術に関する知識の両方を持った人材を育成するために、警察ではサイバー捜査の能力に関する検定や、警察学校での教養等を実施しております。

続きまして、資料の8ページ目を御覧ください。こちらはサイバー捜査の能力に関する検定と、警察学校での教養につきまして、それぞれのレベル感と人数を記載したものと なります。警察官につきましては、平成30年度から新たに上級検定と最上位の専科教養を開始することとしております。技官につきましても、解析に関する高度な知識や技能を得るための学校教養を実施しております。

続きまして、資料の9ページ目を御覧ください。平成27年度から、職員の競争意識の醸成や人材の発掘等を目的としまして、競技会形式の実践型演習を実施しております。捜査能力に関するコンテストと、解析に関するコンテストの2つのコンテストを実施しております。

続きまして、資料の10ページ目を御覧ください。警察における教養訓練に加えまして、民間委託講習や民間派遣研修、また特別捜査官の採用等、民間事業者等の知見を活用した取組を実施しておりますほか、海外の機関や関係省庁等と連携した取組を実施しております。

続きまして、資料の11ページ目を御覧ください。平成30年度からは、これまでの取組に加えまして、仮想環境を活用した高度な実践型演習を開始しまして、検定や学校教養と効果的に連携させまして、それぞれの特性の相乗効果による教養訓練の充実・強化を図ることとしております。

続きまして、資料の12ページ目を御覧ください。教養訓練の充実強化を図るために、30年度から人材育成基盤装置、いわゆるサイバーレンジの運用を新たに開始することとしております。この装置の特徴としましては、実際の事案の犯行手口をリアルタイ

ムで再現可能な仮想環境を利用して実践的な演習を行えることや、民間事業者や他機関では見られない、警察業務に特化したシナリオで演習を行えることが挙げられます。攻撃者や被害を受けた事業者の視点から事案を経験することによりまして、発信元の特定や実態解明に関する能力を向上させることができると考えております。

続きまして、資料の13ページ目を御覧ください。平成30年度におきましては、人材育成基盤装置を活用した高度な実践型演習を、6専科において約200人を対象に実施しますほか、秋頃からオンラインの解析訓練を開始するなど、集合学習と遠隔学習の両方を実施することとしております。

続きまして、資料の14ページ目を御覧ください。こちらが本施策の全体像となります。成果指標としましては、短期的なものとしまして、個別の教養実施後の能力の向上度合いを考えております。また、中長期的なものとしまして、上級検定を取得できるレベルの職員の一定数の育成を考えております。

最後に、資料の15ページ目を御覧ください。今後、自動車や医療機器等がインターネットに接続されるようになりますと、それらを標的にした犯罪や攻撃の発生が懸念されますことから、捜査に必要なIT知識も更に多様化・高度化していくと考えております。

私からの説明は以上となります。

会計課長 ありがとうございます。

次に、本事業の論点について、繰り返しにはなりますが、説明をさせていただきます。

本事業は、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、各種教養等による人材育成の取組によって、サイバー犯罪、サイバー攻撃の対策に従事する捜査員等の能力向上を図るものであります。本事業については、施策の効果を検証しつつ、費用対効果の高い取組とする必要があると考えております。

そこで、本事業の1つ目の論点は、施策の効果の検証方法としてどのようなものが妥当か。2つ目の論点は、施策の費用対効果の観点から、その改善を図る余地はないかと整理させていただきました。

それでは、本事業につきまして、御審議をお願いいたします。

では、吉田先生、お願いします。

吉田委員 吉田です。よろしく申し上げます。成果目標に関して、それから、事業計画に関しては、非常に整理されているというふうに感じています。ただ、今の説明を聞いても分かるところなんですけど、大きく分けて、いわゆるテロを想定したものと、いわゆるネット犯罪と言われるもの、大きく分けてこれらの2つのリスクに対応した対処をつくらなくちゃいけないというものがあると思います。その中で、これも資料に書かれていますけれども、それに対応した人材育成というのが大きな課題なんですけど、当然底上げという部分、全体の底上げということで、初動捜査やネット犯罪の重要性ということから、それはよく分かります。

もう一つは、テロ以上の非常に専門性の要る、いわゆる解析捜査の部分ですね。これは日々犯罪の手口も高度化していくわけですから非常に難しいとは思いますが、アウトカムとして、今レビューシートに出ているのは、基本的には底上げを意識した、

それぞれ各レベルで10%の成績アップということですよ。プラス、これも説明の中にもあったんですが、やはり専門技官を中心としたレベル4以上の、やっぱりリソース及びそのレベルの保持というのは非常に重要になると思うんです。これは今からのスケジュール感でいくと、平成30年度以降が本番になると思うんですが、少なくともそのリソースですね、レベル4、5、6のリソース確保と、それから、レベル保持のベンチマークって非常に難しいんですが、通常だと試験の偏差値とかそういうことになるかとは思いますが、この2つの指標も、底上げの指標と同時に、そういう専門性の要る、特に解析捜査に向けた人材育成というところで、もう一つレビューシートにも外出しできるようなアウトカムを作るべきかなというふうに考えています。

特に分母は一定でなくてもいいと思います。当然犯罪の動向によって、犯罪の増加傾向によっても、分母自体も増やさなくちゃいけないので、そこは柔軟に対応しながらも、やはりPDCAサイクルを回すために、総数と、それからもう一つは、さっき言っていたいわゆるレベルの保持というところで、何とかアウトカム指標を具体的に作られたらどうかというふうに考えておりますが、いかがでしょう。

総務課政策企画官 今御指摘のありました、高いレベルの捜査員の目標という点でございますけれども、アウトカム目標の中で、3つ目に挙げさせていただきましたけれども、上級検定を取得できるレベルの捜査員ですね、こちらについて5年間で600人ということを出カムの目標としてさせていただきましたけれども、この600人につきましては、上級検定を取得できるレベルの者ということで、もちろん捜査員に指導ができるレベル、なおかつ今先生がおっしゃったような、大変難しいような事案について自ら取り組んでいくような捜査員というものを意識しているところでございます。

したがって、私どもとしましては、そういった高いレベルの捜査員のアウトカム目標としまして、5年間で600人というものを設定したつもりでございますけれども、今、御指摘も踏まえまして、また考えてみたいというふうに思います。

また、レベルの維持の話もございましたけれども、先生御指摘のとおり、技術の進展が非常に早い分野でございます。そのレベルの維持のために何をすべきかということについても、検討してまいりたいと考えております。

会計課長 吉田先生、お願いします。

吉田委員 人って入れかわっていきますよね。当然みんな年齢も重ねれば、新しい人材が継ぎ足し、補充していくというふうに流動的に考えなくちゃいけないので、多分何人つくるといふよりも、出ていく人間もいるわけですから、その全体の中で、やはり枠組みとして捉えて、個人個人は動きますから。だから、個人個人の平均点が、あれも大事なんですけれども、その枠全体のレベルを保持するということと、総数をやはり保持するというのは非常に重要だと思います。

先ほどもおっしゃったけど、どうしても指導の方にまだ当分の間手がいっちゃいますから、じゃあ捜査の方に割けるか。人材もやっぱり限られる部分もあるので、ぜひその枠組みとして捉えながら、しかも人は動的に動いていくので、そういう形で少しアウトカム指標を工夫していただきたいと思います。

会計課長 では、赤坂先生、お願いします。

赤坂委員 この事業としての予算額と、27年度からの予算の額と、その使われ方ですね、

どのような使われ方をされているのか、そこをちょっと御説明いただけますか。

総務課政策企画官 27年度、28年度につきましては、専科教養を実施するための経費が主なものとなっております。具体的には警察学校での教養するための旅費等がその内容となっております。

それに加えて、28年度あたりから警察大学校のサイバーセキュリティ研究研修センターで使用いたします資機材の整備というのを順次進めてきておりまして、この専科教養にそれをプラスする形で予算を要求させていただいているところでございます。29年度につきましては、額が非常に大きくなっておりますけれども、これは先ほど御説明いたしました人材育成基盤装置の整備費という形でございます。30年度につきましても、27年度、28年度と比較しますと額が増えておりますけれども、これは主として人材育成基盤装置の維持管理経費がここに含まれているために額が大きくなっているという現状でございます。

赤坂委員 関連で。具体的に、もうちょっと基盤装置と維持管理の内容を、もし整理されているようだったらちょっと説明いただきたいんですけども。

総務課政策企画官 人材育成基盤装置につきましては、これまでの演習装置とは異なりまして、サイバー犯罪やサイバー攻撃の事案を進行するリアルタイムな事案として再現することが可能な装置でございます。したがって、それに対してリアルタイムで対処したりですとか、あるいは犯罪の痕跡がどこに残るのかというのをリアルタイムで学ぶことができる装置ということで、これはこれまでにない装置でございます。その維持経費、これが30年度のものでございます。維持経費につきましては、ハードウェアとソフトウェアの保守経費でございます。具体的にはソフトウェア、先ほどのサイバーレンジのソフトウェアは非常に高度なソフトウェアになっておりますので、そのライセンスの使用料ですとか、あるいは警察が対処すべき課題を踏まえまして、毎年新しい警察業務に特化したシナリオというのを追加することとしておりますけれども、そのシナリオを追加するための費用などが含まれているところでございます。

赤坂委員 このハードの費用ももちろんここ、入っているわけですよね、システムの中に。そのハードとソフトの割合というのはどのぐらいの割合なんですか。それとメンテナンスというか。

総務課政策企画官 30年度で言いますと、維持管理経費が2億3,000万円余りとなっております。その中で多くを占めておりますのは、やはりソフトウェアの保守でございます。したがって、どちらかといいますとソフトウェアの方が比重が高いというのが現状でございます。

赤坂委員 そうすると、翌年の31年度も、いずれにせよ予算が計上される見通しということになるわけですね。

総務課政策企画官 この事業を継続するためには、ソフトウェアの保守経費というものを、また予算を要求していかなければならないというふうに考えているところでございます。

赤坂委員 これ、27年度から30年度までの間で、ハードの予算に占める割合というのはどのぐらいでしょうか。

総務課政策企画官 27年度、28年度、ちょっと今、数字は持ち合わせていないんですけど

れども、29年度で言いますと、執行額が5億6,200万円ございますけれども、その中で4億8,000万円程度が資機材の経費ということでございます。

赤坂委員 そうですか。これがまた数年たつと更新が必要になるんでしょうか。

総務課政策企画官 やはり電子機器でございますので、一定の期間が来ますと、もし事業を継続するということでありましたら、機器の更新が必要になってこようかと考えております。

赤坂委員 はい、結構です。

会計課長 赤井先生、お願いします。

赤井委員 ありがとうございます。今の関連で、1つこの行政事業レビュー、予算が効率的に使われているのかということで、実際使われたハードの導入、それからそれに伴うソフト、そしてまたソフトの補修、ハードはどのぐらいもつのかということが1つのポイントです。これを導入することでももちろん効果が上がるということが見込めて導入していると思います。研修に使えたりとか、研修の人数を増やすというところがあると思うんですけども、ハードの面、それからソフトの保守の面、総合的に見るとハードが4億ぐらいで、それが何年使えるかという問題がありますけれども、ソフトが毎年保守に2億ぐらいかかるということで、10億とかそれぐらいのイメージなのかもしれません。それに対して、どのぐらいの効果があるのか。

効果を見るのは難しいんですけども、効果を測る指標としては、成果指標で向上した人の割合ということはあることはあるんですけども、その向上というのがもう少し一般市民に価値があるような形での説明がある方が、よりお金を投資するのが理解できるのかなと思います。難しいところはあると思うんですけども、そういうところに関しては、もう少し工夫みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。特にそういう人材を増やしていく、レベルを上げていくというところが、例えば海外諸国と比べて、ここを目指すんだとか、これぐらいだとそれなりに今のサイバーテロを防げるレベルなんだとか、そういう目安がないと、どこを目指してどのレベルのものを導入したのかというのがちょっと分からないんですが、その辺りでの何か説明があれば教えてください。

総務課政策企画官 1点目の指標について、もうちょっと国民に分かりやすい形という御指摘ですけども、私ども検討はいたしまして、例えば、犯罪がどれだけ検挙できたかとか、そういったものが国民にとっては直接的な利害がかかわってくるであろうかと思うんですけども、なかなか人材育成の取組と、そういった犯罪の検挙という結果について、それがどのように結びつきがあるのかということがなかなか実証的に説明することは難しいのではないかとこのように考えまして、その指標としましては、やはり能力の向上というところで図っていくのが適切ではないかと考えた次第でございます。

それと外国との比較でございますけれども、諸外国におきましても、やはり人材育成なり人材の確保ということが課題となっているとは承知しておるんですけども、なかなか私どもも資料を探させていただいたんですけども、外国の法執行機関におきまして、どのぐらいの人数をどのぐらいの費用をかけて、どのぐらいのレベルまで育成するといったような、そういった資料がちょっと見当たらないということがござ

います。さらには各国なかなかサイバーに関する法制度も異なるところがございまして、なかなか警察官が行使できる権限も一様ではないというふうに承知をしております。こういったことも勘案いたしまして、諸外国との比較というのは、定量的に比較するというのはなかなか難しいのではないかと考えている次第でございます。

赤井委員 難しい面は分かるんですけども、できるだけ国民に説明をするという観点からすれば、そういうところ、何か情報がないのかは引き続き努力していただくといいと思いますし、海外の警察との連携みたいなものもあると思いますから、そういうところから役立つような情報を集めるという努力は、今後していかないとはいけません。

それと前者の方で、活動指標に関しては確かにそうなんですけれども、何かゴールというか、これぐらいだとこういうのが防げるというのはある程度、大きな全体像は難しいかもしれませんが、事例というのは多分出せるはずで、こういう人材育成の、例えば、レベル4であればこういう犯罪は防げるとか、例えば、今こういう装置を入れて勉強しているわけですけど、この装置がない場合とある場合とで、例えば過去に起きたこの犯罪は、この装置があったら防げていたとか、そういうようなもう少しちょっと事例レベルでもいいので説明があると、装置を入れる意義が分かるのかなという気がします。その辺り、また進めていただければと思います。以上です。

会計課長 では、内山先生、お願いします。

内山委員 ただいまの赤井委員の御質問ともちょっと関連するんですが、本事業、サイバー犯罪等が飛躍的に増大する中、極めて重要なものであることは認識しております。その一方で、やはり指標というのは難しい、赤井委員のおっしゃるとおり、本来であればアウトカムというのは、社会にどれだけ影響を与えたかというのでとるべきものだと思うんですが、ただおっしゃるとおり、なかなかやはり犯罪の検挙率などと結びつけるのは難しいと、それも理解します。

そこでですが、気になりましたのは、この成績の向上率というのを指標に使うとして、それがやはりどれだけプラクティカルに意味があるかということとはしっかりとやっていただきたいなど。すなわち、変な話ですけども、勉強はできても仕事はできないみたいな、そういうことだと困りますので、やはりこれはしっかりとプラクティカルな知識、技術を高めているんだということをしっかりと担保するようにしていただきたいということです。

それともう1点関連しまして、まさにこういった情報通信技術というのは日進月歩なわけですけども、一般の警察官、技官の方々の能力を向上するというのは分かるんですが、これも教える側、検定する側の技術、能力といったものをどういうふうに担保するかという問題もあると思います。その点でお伺いしたいのは、やはりこういった分野、もちろん警察で必要なものと民間で必要なものは違うということは理解した上ですが、ただやはり民間の技術というのも相当なものだと思いますので、そういった民間の知見を活用するような措置について何か考えられているかどうか、これをお伺いしたいと思います。

総務課政策企画官 これは技官も警察官も両方に言えることなんですけれども、やはり御指摘のようにこの分野につきましては、民間の方で非常に高い技術を有していると

私どもも認識しているところでございます。したがって、イメージとしましては、警察大学校の方で一通り研修を終えたような、警察の中でも高いレベルの人間を、民間の最先端の講習に、これを民間委託という形で受けさせまして、最新の情勢にキャッチアップしていくということを考えているところでございます。

会計課長 では、藤森先生、お願いします。

藤森委員 今回の成果指標ということが唯一の評価ということになるとすると、これが非常に重要なのかなと思うんですが、今、数値としては実施した前後で10%以上点数が上がったと。じゃあその点数というのは、一体テストをやるわけですか。問題は一体誰がどんな形で作られて、先ほどソフトは更新されているとあったんですけども、まさに情報セキュリティって本当に日進月歩で、最新のものがどれだけ取り込まれているかというような評価を、問題をつくる人が誰かということと、それを評価する人がどなたかいらっしゃるのかということをお伺いしたいんですけども。

総務課政策企画官 まず警察官につきましては、専科の前後でテストを実施することを想定しておりますけれども、その問題をつくり出すのは警察大学校の方のスタッフ。教授、教官という形で勤務している人間ということで考えております。

この警察大学校の教官につきましては、全国の警察官の中から、その分野に秀でた者を配置するように努めているところでございます。それと技術職員の方の成果指標でございますけれども、これはまさに人材育成基盤装置を用いまして、コンピューターですとか不正プログラムの解析訓練というのを行うことができるようになっておりますけれども、その正答率でもって評価をするということを考えております。この問題につきましては、既に納入されている部分もございまして、これは随時変更、更新が可能となっております。こちらの方につきましては警察大学校の教官ですとか、あるいは警察庁の情報技術解析課の職員等が新たな問題の追加ということを検討していきたいというふうに考えております。

藤森委員 追加していただいているということは認識しているんですけども、本当に今起きている最新のものがきちんとリアルタイムに盛り込まれているかという形での評価を、どなたかがされたらいいのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

会計課長 それでは、河村先生。

河村委員 すみません。このサイバーレンジですか、人材育成基盤装置ができて、運用が開始されるということで、人材育成をしていかれる上での大事な1つのシステムができたということで一歩前進だと思うんですけど、大事なのは、これが1つできたから、これを使っていろいろ研修をして、それぞれ警察官の方々の能力が上がるように、これ、事業はサイバー空間における脅威への警察の対処力を上げるとかということよりは、人材育成という事業になっていますから、アウトプットとかアウトカムが指標がああいう形になってくるのは分らないんですが、大事なのはこれでもう装置ができたから、これを使って研修をして、それでいろいろ試験とかもされて一定の成績をおさめられる方々をどれぐらいのレベルにという、そういう把握の仕方になるのは理解はできるんですけども、大事なのは、やっぱりこの世界、日進月歩でという言葉がいいかどうか分かりませんが、やっぱり日々攻撃してくる側もいろんな新手

のことを考えてやってきている。それにどれだけ対応できる装置になっているか、どれだけ対応できるプログラムになっているかという、そのこのところの質をいかに今後確保していくかというのがすごく大事じゃないかと思うんですね。

それはちょっとなかなか、あまりこのレビューシートとかには表れてきにくいところかなと思うんですが。ちょっと先ほどから御説明とか、あとこちらからの質問に対するお答えを伺っていて感じますが、こういうサイバーテロ犯罪も、国境なんか当然関係なく、いっぱいいろいろ攻撃が来ると思うんですけれども、そういう意味では、やっぱりいろんな海外の事例であるとか、海外の当局でそれなりのノウハウを持っているところもいろいろおありでしょうし、そういうところもやはりできるだけ知見を取り入れられる範囲で取り入れて、こちらの方の捜査の能力のレベルアップというのを常にやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りのお取組が、先ほどからちょっと伺っていると随分薄いのかなと。実際のこの事業を委託されている委託先も、入札のいろんなデータ、日本国内の企業が中心かなと思いますが、いろいろ出されているというのはあるんですけれども、こういうある意味国内に閉じちゃったような事業に、私には見えるんですけれども、もう少しやり方を変えて、本当に外から攻撃も来るわけですし、やっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、これについてはどうお考えになりますでしょうか。

総務課政策企画官 先生御指摘のとおり、このサイバーというのは国境がないわけでございまして、国際的な連携なり情報交換なりというものは極めて重要であるというふうに、私どもとしても認識をしております。普段から欧米あるいはその他の国もそうですけれども、様々な協議を行っていきまして、その中で各国の取組ということ、情報交換を行っているところでございます。

人材育成の取組との関係で申しますと、この落札者の会社の名前を言いますと日本の会社となっておりますけれども、日本の会社は海外の情報セキュリティ会社の代理店のような形で、内容的には海外のトレーニングを提供しているというものも含まれております。なおかつ実際に海外の企業が提供する講習を直接受けにしているというものも含まれてございます。したがって、先生御指摘のとおり、特に高い技術の部分につきまして、最先端のものにつきましては、これは海外の知見を取り入れていくということが重要でございますので、その取組については引き続き進めていきたいと考えております。

会計課長 吉田先生、お願いします。

吉田委員 先ほどからアウトカムの話がたくさん出ているんですが、最初に御指摘した点で、その後ちょっと追加で質問したかったのは、ほぼ藤森先生が御指摘されたんですが、こういう人材育成のベンチマークを作るときに、当然テストをしていくわけですが、チェックテストをやるわけですが、そのテストの内容、交通そのもののレベルがいいか悪いかという、誰か外部の人が評価しなくちゃいけないわけですよ。先ほど聞くと、警察大学校の先生たちが中心になってその内容を作っていくということなんですが、できたら先ほどそちらも民間の知見の高さに関しては認識しているというお話もありましたので、今の民間の業者委託も含めてですが、できればきっちりそこをやっていくために、国内外の非常にレベルの高い専門家の方々に構成するよう

な、テストそのものの評価委員会というのがなければ、なかなか身内だけで回していると気づかないことも多いので、そういうごく少数でもいいと思うんですが、そういう本当に今、最前線を張っている方々の専門家の目からそのテスト内容、それからテストの評価の仕方も含めて逆に評価してもらい、もしくは助言をいただくというようなシステムティックなことをすればよいのではないかと思います。逆に言うと対外部に対しても、このアウトカムの指標の効果、検証力というのが、国民からもある程度信頼されるんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

総務課政策企画官 効果測定のために行うテストでございますけれども、当然警察職員、警察官の能力を計るというものでございますので、内容的に警察業務の内容を含める必要があるというふうに考えております。したがって、やはり作成をいたしますのは、さすがに警察職員にならざるを得ないのかなと思っております。ただ、先ほど申しましたように、民間事業者の知見ですね、これは非常に進んでいるものがあるというふうに私も認識をしておりますので、そういった民間事業者と情報交換をしながら、最新の知見を取り入れて問題に反映させていくようにしたいというふうに考えております。

吉田委員 警察庁そのものは、海外の捜査機関との交流もされているわけですから、アメリカであるとかヨーロッパなどの捜査機関の専門家の方々も当然交流があるというふうに考えてますけれども、そういう方々の力も借りて、単に民間業者だけではなくて、そういった方々のお知恵、アドバイスや評価も取り入れて、いわゆる外部チェックしながらP D C Aを回していくというようなシステムにすべきかなとは思いますが、少し予算が要る話をこの場でしていいのかどうか分からないですけれども、そうしないとなかなか警察の内部だけで回していると、やはり信頼性とか、P D C Aの中でもより高めていくということにはなかなかつながりにくいんじゃないかと思うんですけどね。

会計課長 赤井先生、お願いします。

赤井委員 じゃあちょっと今まで出てない論点で2つ。1つ目は、今、官民連携と国際連携の話はあったんですけど、もしくは省庁の連携みたいな感じで、実際犯罪を防ぐというような観点だと、警察庁特有の部分があるかもしれませんが、実際のサイバーで何が起きているのかとかそういうところであれば、総務省とかほかの省庁もかなりやっていると思うので、そういうところで研修を共同で行うとか、この機械を使うのは特殊な機械かもしれませんが、もう少し全体でそういう機械を共有するとか、そういうことで効率化を図れないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

総務課政策企画官 他省庁でも、またサイバーの訓練をする機器を整備しているところもあるというふうに承知しておりまして、都道府県警察の警察官が、そういった他省庁が実施している訓練に参加をして、それを活用させてもらうといったことも行っております。ただ、警察の機械の共有という点について申し上げますと、やはり先ほど申しましたけれども、警察業務に特化した、カスタマイズというものがなされてございます。なおかつこの人材育成基盤装置につきましては、警察大学校での研修で使うだけではなく、オンラインで県警等と結びまして、解析訓練というのを年間を通じて実施するというのを予定しております。したがって、そういった装置の内容

の面、あるいはキャパシティの面からいっても、警察の装置を他省庁と共有するというのは難しいのではないかと考えております。

ただ、他省庁様々な取組を行っておりますので、それと連携をして取り組んでいきたいという、そういう姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

赤井委員 まずは何が連携できるのかというのを話し合うような場を定期的に持つとか、そういうふうなのが重要だと思います。

その関連で、ほかの人からも出るかもしれませんが、警察のこういう訓練をするのは特殊なものだから、多分特殊な機能というのを求めて入札もかけられると。その結果が一部、この一番大きな機械が、どこですかね、ワイ・イー・シーとかいうところですかね。それはまた別ですかね。ちょっと分かりませんが、多分1者応札になっているようなところがあるようにこの表から見えていて、その辺り、1者応札になっているのが何で、その例について教えてください。

総務課政策企画官 1者応札になっておりますのは、レビューシートの方の8ページ目を御覧いただければと思いますけれども、まず1つが、一番上のAにありますワイ・イー・シーというところでございます。これは警察学校教養用ソフトウェアということで、警察学校でデジタルフォレンジックの教養のために使うソフトウェアということでございます。これは内容を確認いたしましたけれども、特に特殊な機能といえますか性能を求めるものにはなっておりませんで……。

赤井委員 何が理由ですか。

総務課政策企画官 ここは企業側の御都合によるものとしか……。

赤井委員 企業側はそうはあると思うんですけど、でも特殊なものでない、特殊か特殊でないかというのは多分こちらで判断というよりも、どのぐらい民間企業がそこに入ってこれるのかという部分で判断すべきだと思うので、結果として1者応札になっているということは、やっぱり警察側は特殊じゃないと想定しているけれども、民間側からは特殊なのか、その機能を持たせようと思うと採算性のところとかが議論になるのかとか、そういうところをもう少し調べられた方が今後につながる何かが見られるのかなと思います。

ここに書いてあるAはソフトですか。この一番大きな、資料の12ページにある基盤装置、予算額で8億とか11億とか書いている部分、8ページにありますけれども、これは応札はどうなっているんですか。

総務課政策企画官 こちらは先ほどのレビューシートのDのところでございます、Dの1が落札額であります、大日本印刷。これは入札者4で3億3,000余りという形になっております。

赤井委員 ということは、ある程度競争がなされ、ソフトも2だから、ソフトも競争がなされ、中身が分かりませんが、質とのバランスでいうと、コスト効率化のメカニズムが働いているという理解でいいんですかね、競争がある前提で。

総務課政策企画官 特に人材育成基盤装置につきましては、予算額が8億7,000万ぐらいでございましたけれども、落札額は3億3,000万余りということでございます。これは競争性が働いて、コストが下がったというふうに認識しております。

赤井委員 分かりました。じゃあ1になっているソフトの方も、13ページの方ですか。

ソフトの1者応札になっているワイ・イー・シーの横の資料、どこかにあるんですか、説明が。

総務課政策企画官 こちらは横の資料の方に出てこないんですけども、こちらは警察学校で行う教養資機材でございます。これはソフトウェア自体は外国製でございます。それを代理店のような形で日本の会社が請け負っているというものでございます。したがって、この会社が作っているというものでもございませんで、私どもとしては特殊なものではないと考えているところです。

赤井委員 じゃ、最後だけ。この機械を競争で入れて、その機械にはいろいろな会社のソフトウェアが入れられるような形になっているんですか、それとも機械とセットになっているんですか。

総務課政策企画官 これは機械にはいろいろなソフトウェアが入れられるような形になっております。

赤井委員 じゃ、その機械を買っちゃったら、ソフトウェアがものすごく高くなっちゃうというような、そういうリンクはあまりないという。

総務課政策企画官 この機材に関しましては、そういうことではございません。

赤井委員 分かりました。ありがとうございます。

会計課長 審議の途中ではございますが、そろそろ有識者の皆様方にはコメントシートへの御記入を始めていただきますようお願いを申し上げます。

吉田委員、お願いします。

吉田委員 しつこくアウトカムの話なんですけど、今の時点では無理なんですけれども、少なくとも平成30年以降、運用開始以降は、今もちょっと赤井先生からお話出ましたけれども、多分装置の稼働率、年間どれぐらい使われているのかということは、やはり指標にすべきだろうと思います。稼働率に関しては、非常にちょっとどう数えるかというところが難しいんですが、一応文科省の委員をやっているときに、スーパーコンピューター「京」の議論がやはり同じような話がありましたので、ぜひそこは、今まだ数字は入りませんが、設定すべきかなというふうに考えています。

それからもう1点は、先ほど少し質問出ましたけど、装置は装置なんですけど、いろんなソフトを組み込めるということですが、OSそのものは固定なんですかね。

総務課政策企画官 人材育成基盤装置についてのお尋ねというふうに理解しましたけれども、この人材育成基盤装置のソフトウェアにつきましては、一般のコンピューターのソフトウェアとはちょっと異なるものでございまして、非常に特殊なソフトウェアになっております。したがって、いろいろ入れられるというよりは、もうそのソフトのためだけにハードウェアを構築しまして、そのハードウェアの中で運用するという形で行っております。

吉田委員 ということは、想定犯罪が刻々変わっていく中で、それに対しては組み込まれているソフトウェアそのもののプログラミングでいろいろな問題を設定できる、そういう理解で。

総務課政策企画官 御指摘のとおりでございます。

吉田委員 そうしたら、多分装置そのものを使った、いわゆる稼働率というと、実際の研修であったりテストをするということ、コンテストをやったりということになると

思うんですが、プラスプログラミングの本数、どれぐらい新しい技術に対応しているのか。そういったものも多分アウト指標になってくるのかなと。そこら辺はちょっと内部でももう少し検討されて、その上で幾つかの指標をつくるべきかなというふうに考えます。

会計課長 内山先生、お願いします。

内山委員 すみません。今回の行政事業レビューの範囲を少し超えるかもしれませんが、中長期的な視点でちょっと気づいたことを申し上げたいと思います。現在、御存じのとおりエビデンスに基づいた政策立案、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングが今年度から本格的に動き始めてまいります。そういった観点、私もEBPMの研究をしておるんですが、その観点からいうと、例えば先ほどここで向上した知識がどのぐらいプラクティカルなものかというのを申し上げましたが、例えばの話ですが、実際に成績が向上した、あるいは一定のレベルの方がいらっしゃるところほど、例えば検挙率が高いみたいな。例えば全県警を調べてみて、技術が高いほど検挙率が高いみたいな、ある程度そういった相関が見出せれば、それなりに意味があったというエビデンスになると思う。もちろんそれだけではないと思いますけれども。

例えばの話ですが、そういった形で中長期的にエビデンスを何かつくり出せるような、そういう仕掛けを今のうちからちょっと組み込んでおく。それを将来的にはもう一度エビデンスの構築とか、それに基づいた政策の見直し、新展開などにつなげていくという、そういう体制が大事かと考えます。そういう点は、この場でお返事いただかなくても結構ですが、中長期的に御検討いただければと思います。

会計課長 では、河村先生、お願いします。

河村委員 御質問です。サイバーセキュリティのコンテストをやっているというところで御説明の中で、効果として競争意識の醸成とか、有望な人材の発掘というふうにありましたけど、やっぱりこういうのをやることを通じて、いろいろ警察官の方々の中でも、実はこういうのにすごく長けている方というのが見出せると、そういうことが実際に結構おありになるものなんでしょうか。

総務課政策企画官 なかなか全ての都道府県警察というわけにはいかないかもしれないんですけども、各都道府県警察におきまして、やはりサイバーの分野で長く経験を積んできた、あるいは企業で働いた経験のある方を中途採用してきたりとか、そういった取組をしております。そういった中で、こういったサイバーセキュリティコンテストに参加する警察官につきましては、まさに県警の代表として参加されるわけでございます。その中で私どもとしてもそういった各県の最も高いレベルの人材にどういった方がいるのかということ把握するといういい機会になっているというのが現状でございます。

河村委員 そうすると、やっぱりそこで見出せるというのは、それなりの前職のいろいろ経験がおありになったとか、そういう方が多いということですね。

総務課政策企画官 多いか少ないかはちょっとこの場で直ちに申し上げにくいんですけども、そういった中途採用の方もいらっしゃいますけれども、そのほかにも警察官として採用されながら、技術の分野で知識、技能を磨いてきたといった方もいらっしゃいます。

河村委員 はい、分かりました。

会計課長 赤井先生。

赤井委員 もう大体聞きたいことは聞いたんですが、ちょっと初めにも言いましたように、もう少しこの資料で具体的にこれによってどういう犯罪を防げたのかというような事例があると一気に分かりやすく、活動指標なんかではなかなか難しいかもしれないんですけども、なると思っていて。ぱっとこの場で説明できるような、こういう知識があったのでこういう犯罪を防げましたみたいなものとか、そういう説明できますか。

総務課政策企画官 なかなか防ぐことができた事案としてどういうものがあったというのは、なかなか説明するのはちょっと難しいかなと。

赤井委員 でも、例えば過去に起きた犯罪があって、そのときにこのレベルの人がこれだけいれば、もう少し対応できたんじゃないかとか、何かそういうのが事例レベルだったら出せるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

総務課政策企画官 やや古い話になりますけれども、平成24年ころ、ウイルスの遠隔操作で学校等の襲撃予告を掲示板に掲載をしたという事案がございましたけれども、これは警察の方で誤って犯人ではない方を逮捕してしまったという事案がございました。これにつきましては、やはり当時の警察におけるサイバー捜査の能力が足りなかったためにそういうことが起こったということで、警察としまして、これを教訓としまして、その後能力の向上に取り組んできたというのが現状でございます。

赤井委員 今だとそれは起きないと。

総務課政策企画官 今は同じ事案は起こらないと思います。

赤井委員 何かちょっとね、この取組というのはいいと思うんですけど、実際にこの犯罪が以前起きていたのが、今はもうこのレベルだと大丈夫ですよとか、もう少し効果指標、数字は難しくても、イメージで何か事例で伝えられるような資料を今後に向けてつくっていただくと、より国民の理解が進むかなと思います。

会計課長 藤森先生、お願いします。

藤森委員 今の分かりやすさでいうと、レベル1、2、3、4ありますよね、上級とか。そういった言葉がもしかしたら分かりにくいかなと思うんですけども。レベル3までいけば、一体どの程度の犯罪が防げるのか。例えば、テロであるとか、あとは個別の犯罪であるとか、そういったことももしかして事例的にちょっとつけ足していただくと、国民としては分かりやすいのかなと思いました。

会計課長 コメント集計にもうしばらく時間がありますが、この際、御質疑ほかにございましたらお願いしたいと思います。

赤井委員 細かい話ですけど。レベル、個人的に、人数を増やすということも大事なんですけど、これ、レベルはいくらまであるんですか。レベル6？ この4の人と5の人と6の人の割合みたいなものは。何かものすごい犯罪だったら、例えば4を増やすよりも、もっとレベル9ぐらいの人が1人でもいると解決ができるとか、そういうことがあると思うんですけど、その辺りのバランスはどうなんでしょうか。

総務課政策企画官 おっしゃるとおり、特に最先端といいますか、トップの技術を持っている人というのは当然必要になってくると思います。それはこの図でいいますとレ

ベル6でございますけれども、そこはやはり技術職員ですね。警察庁の方の技術職員が、やはり警察官より高い技術を持っておりますので、そこは最高レベルの技術については、技官の方に身につけていただくと。ただ、捜査をする上では、やはり人手というのが必要になってまいりますので、一定のレベル以上、ここにあります難しい事案になりますとレベル4以上でございますけれども、やはり一定の数の捜査員というのが必要になってくると思います。

そういう中で、警察官の中では、特にレベル4の中でも秀でた人物というのを、これから30年度からの新たな研修で、これを育成して行って、これを5年後に400人にしたいというような形になってございます。

赤井委員 その配置に関しても、特に起きそうなところにレベルの高い人を入れるとか、これはネットというか、少し離れていても情報共有できると思うので、4の人では分からないことは5、6の人に即座に質問できるとか、そういうような仕組みづくりも大事かなと。多分されているんだと思いますけど。

総務課政策企画官 この技術職員につきましては警察庁の職員でございますので、全国都道府県からそういった技術支援の要請があれば、それに対応して活動するというところでございます。また、警察官につきましても、先ほどサイバーには国境がないということがありましたけれども、当然都道府県の境というものもございませんので、都道府県間の連携、情報共有というのは非常に重要でございますので、そういった横の連携につきましても強化してまいりたいと考えております。

会計課長 吉田先生。

吉田委員 なかなか一般的なネット犯罪だと、検挙率とかそういうのが指標になると思いますけど、かなり複雑な今回起こったビットコインのような問題になると、そんな簡単な話ではないと。国民に示せばいいですけどね。問題は、追跡がかなり長期にわたるはずですよ、複雑な事件ほど。その間、やはり専門官、捜査員が何人かずつ張りつかざるを得ないと。その中で追跡していくとなると、今回の事件でもそうですが、1年か2年、少なくともこの間、数カ月かかったわけですよ、最終のマネーロンダリングの痕跡が発見されるまで。その中で、やはり一定数の人数確保が僕は必要だと思っています。

その辺はもっとこれから検証されて、具体的に指名していただければと思っていますけれども、もう一つこれをお伺いしたいんですが、これは難しいのかもしれないですけど、今回の試験でも、いわゆるホワイトハッカーと言われる民間の追跡者たちが取り上げられていましたけれども、そういった民間からの情報提供を受ける柔軟な体制というのは、今警察の方でできているんでしょうか。それとも、なかなかそれは難しいということなんでしょうか。

総務課政策企画官 捜査の過程で、民間の技術をお借りするという事は現状もございまして、そこはまさに民間の方の力をお借りして、捜査に活用するツールを開発したりとか、そういったことは現時点でも行っているところでございます。

会計課長 内山先生。

内山委員 関連してなんですが、資料の10ページに特別捜査官等の採用とあったのは、情報通信技術に関する資格や経験を有する者を特別捜査官として採用と。これは先ほ

どお話に出た、ホワイトハッカー的な人を採用してみたいな、そういうイメージと考えてよろしいのでしょうか。

総務課政策企画官 ちょっとホワイトハッカーが何を指すのかということも問題であろうかと思いますが、これはイメージとしましては、IT企業等で一定期間エンジニア等で勤務をされた方を採用いたしまして、採用後に警察での捜査のやり方等の教養をいたしまして、捜査現場で活躍していただくというのが1つでございます。

あともう一つございますのが、そもそも警察官を採用するときに、普通の法学等の知識だけではなくて、そういう情報通信技術の知識を問う問題ですとか、あるいは資格を持っているということを受験資格としまして、そういった分野に将来的に育成していく予定の警察官を採用するといった取組も行っております。

赤坂委員 民間のIT技術者というのは、要するにサイバーを防ぐ方、事前に予防する方に相当力を入れると思うんですけど、警察の方はむしろ主力は犯罪捜査と事件の立証というところじゃないかと思うんですね。非常に比重が違うんじゃないかという感じがしていますけど、その辺いかがでしょう。

総務課政策企画官 御指摘のとおり警察というのは捜査機関でございますので、様々な捜査権限を与えられているところでございますので、やはりこの権限を行使して被疑者にたどり着くと、あるいは発信元を特定していくという活動がまず第一にこようかと思っております。ただその過程で様々なサイバー空間の犯罪、あるいはサイバー攻撃の実態というものが情報として蓄積されてくることもございます。そういったものにつきましましては、差し支えのない範囲で民間事業者の方々にそれを提供しまして、サイバー攻撃、犯罪の被害に遭わないように防止に役立てていただくといった形で、その両面があるかというふうに考えております。

赤坂委員 警察の方が情報を民間に提供して、民間の方のレベルアップを図ってもらうという面もあるわけですね。

総務課政策企画官 やはり警察はそういった犯罪捜査等を行っておりますので、そういった犯罪の実態ですとか被害の実態というものは、警察として情報を持っているところでございますので、そういったものに役立てていただきたいと考えているところでございます。

吉田委員 採用時からそういうことを考えてやっていращゃると思うんですが、なかなか途中で民間の方をといても難しい面があると思うんですけど、少なくともいわゆる期限付きとか短期での追跡者をスカウティングするというのは必要な場合もかなり想定されると思います。それもいろんなクリアしなきゃいけない問題がありますので、できれば少なくともネット社会の話ですから、情報をスムーズに提供してもらえるような体制は、ネット上だけでも非常に有用になると思うので、そこら辺もちょっと工夫していかないと、警察内部で内部でといっているけど、やはりワールドワイドで、なおかつ長期にわたる追跡、解析、検証ということが必要になるので、せっかくネットワーク社会なので、そういった民間ネットワークの情報をいかに活用するかということも、もう少し工夫していただければと思います。最後です。

会計課長 お待たせをいたしました。それでは、評価結果及び取りまとめコメントの案を、取りまとめ役である赤坂先生からお願いをいたします。

赤坂委員 それでは、発表いたします。皆様が投票した結果は、事業内容の一部改善が4人、現状どおりが2人であり、それぞれの主なコメントは事業内容の一部改善としては、成果指標について高度な能力を有する人材の総数の確保とレベルの保持が重要である。評価指標について、国民の納得できるものにするとの観点から改善を図るべきであると。成果指標について、レベルの検証方法などについて、外部専門家の知見の活用など、客観性の確保に工夫すべきである。成果指標として、装置の稼働率も含めることも検討すべきである。他省庁、民間、外国機関などと連携して、人材育成の内容も高度化していくべきであるというような内容であります。

それから、現状どおりについては、成果指標のために重要なテスト内容及びシミュレーション内容が最新のものになっているのかの問題作成者以外の担当者によるチェックが必要である。それから、技術、知識の向上については、引き続き知恵を絞っていただきたいと、このような意見がされております。

したがって、この事業の評価結果の案は最多得票を得た事業内容の一部改善といたします。また、この取りまとめのコメント案といたしましては、先ほど御紹介した事業内容の一部改善に係るコメントとしたいと思っております。以上であります。

会計課長 ありがとうございます。

ただいまの評価結果及び取りまとめコメントの案に対して御意見がございましたらよろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを、赤坂先生からお願いをいたします。

赤坂委員 それでは、申し上げます。取りまとめ案としまして、それでは、先ほどの評価結果及び取りまとめのコメントの案につきまして、皆様の御賛同をいただけたものと判断いたしましたので、これを最終的な評価結果といたします。

会計課長 ありがとうございます。今後はこの評価結果といただいたコメントを踏まえまして、より効果的・効率的な事業となるよう努めてまいりたいと思っております。それでは、この事業はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。ここで5分間の休憩とさせていただきます。

【大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備】

会計課長 それでは、2つ目の事業でございます「大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備」について始めたいと思います。まずは担当課である交通規制課から5分程度で説明をお願いします。

交通規制課長 交通規制課長の今村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私から、プローブ情報処理システムにつきまして、資料に沿って御説明をいたします。

まず1ページを御覧ください。本システムは、東日本大震災の教訓を踏まえて整備されたものでございますので、当時の状況から御説明をいたします。東日本大震災の際には、災害応急対策に従事する車両以外の車両の通行を禁止、又は制限する緊急交通路の指定、被災地における交通誘導といった交通対策を実施いたしました。そのためには道路の通行の可否や交通量の変化といった情報を迅速に収集する必要がありました。

2ページを御覧ください。情報収集の方法としては、警察官によるもののほか、交通流監視カメラ、車両感知器、光ビーコンといった機器による方法があります。ただし、東日本大震災の際には、交通情報の収集に当たる警察官が不足をした、交通流監視カメラや車両感知器などは都市部に偏在をしていた、また、そういった機器では路線全体の通行の可否までは把握できなかったといった課題があり、限られた情報に基づいて交通対策を行わざるを得ないという状況にありました。

3ページを御覧ください。先ほど申し上げました課題を解決するための方策として、プローブ情報に着目をいたしました。プローブ情報とは、一定時間ごとの車両の緯度・経度の情報などの車両の走行、挙動の履歴のことでありまして、それぞれの車両がいわばセンサーとなることで、車両感知器などが設置をされていない場所の情報の収集も可能となります。プローブ情報は警察では路側に設置した光ビーコンを通じて、民間事業者では携帯電話の電波網を通じてそれぞれ収集をしております。災害時以外の場面でも、警察においては渋滞や旅行時間の生成などに、民間事業者においては顧客向けのルート案内などに活用されております。

4ページを御覧ください。平成27年から運用を開始しておりますプローブ情報処理システムの概要をお示ししております。大規模災害が発生した際には、図の左上に記載の、警察が収集いたしましたプローブ情報と、その下側の黒い囲みの中、民間事業者から提供いただくプローブ情報とを警察庁において融合いたしまして、どの道路を車が通ることができたのかという通行実績情報を生成いたします。この通行実績情報は、警察庁や都道府県警察における交通対策に活用するとともに、日本道路交通情報センターのホームページで一般にも公開をしております。また、システムのバックアップを大阪に設置しておりますので、仮に警察庁の庁舎が倒壊した場合であっても機能を維持することが可能となっております。

5ページを御覧ください。プローブ情報の提供に関しましては、警察庁と民間事業者との間で協定を締結しており、地震であれば震度6弱、東京23区の場合は5強、その他の自然災害であれば、政府に非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部が設置をされた場合に、1時間ごとに情報の提供を無償で受けることが可能となっております。

なお、これらの民間事業者とユーザーとの間の契約についてでございますけれども、具体的な文言は様々ではありますけれども、一定の場合に第三者にプローブ情報を提供できる旨の規定が盛り込まれております。こういった規定にのっとり、警察庁に対して情報提供が行われているものと承知をしております。

6 ページを御覧ください。システムの整備、維持管理に関する予算額と執行額は、記載のとおりでございます。また、本システムの実績に関してでありますけれども、平成27年のシステム整備以降、資料上では昨年7月の九州北部豪雨まで6回の事例が紹介されておりますけれども、今年18日に発生いたしました大阪府の北部の地震でも本システムは稼働しておりますので、これまでで全部で7回の活用事例があるということになります。

7 ページを御覧ください。システムの具体的な活用事例として、3点御紹介をいたします。まず1点目でありますけれども、平成28年の熊本地震の際の事例でございます。プローブ情報から通行可能道路を推定いたしまして、阿蘇市街へ向かう物資輸送車両などに対して、東の大分県側からアプローチをするように車両の誘導を行っております。

8 ページを御覧ください。2点目の事例、昨年7月の九州北部豪雨の事例になります。図の上の青い点は、車両の位置情報を表してありまして、これが密になっているということは渋滞の発生を示しております。この地域は普段は渋滞が発生しない場所でありますので、車両感知器などは設置をされていないわけではありますけれども、本システムを活用することによって渋滞の発生を把握することができました。この後、福岡県警察では、信号制御の見直しを実施いたしまして、渋滞の解消につなげております。

9 ページを御覧ください。3点目は、同じ九州北部豪雨の際に、実際に公開されましたホームページの画像になります。本システムによる通行実績情報は、平成29年1月から一般への提供が可能となっております。黒色の線が通行止めとなっている道路の区間、青色の線が通行実績のある道路の区間を示しております。

10 ページを御覧ください。本事業の成果目標を記載しております。成果目標といたしましては、被災地域において本システムにより通行の可否を把握できた道路の区間の割合というものを設定いたしました。九州北部豪雨での成果実績は64.7%でありますけれども、平成35年度にはこれが100%となるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後に11ページを御覧ください。論点と考えられる今後の方向性について記載をしております。まず1点目は、システムのコストダウンと競争性の確保についてであります。当庁には広域交通管制システムという、都道府県警察の保有する渋滞、交通規制情報などを集約する別のシステムがございますけれども、このシステムとプローブ情報処理システムとを統合改修することによってコストダウンを図るとともに、この新しい統合システムを2箇年かけて調達することによりまして、既存の契約事業者以外の事業者の参入を容易にしたいと考えております。

2点目は、民間事業者から情報提供を受ける対象となる災害の範囲の拡大についてです。民間事業者にとりまして、プローブ情報はコストをかけて収集をいたしました

経済的価値のある情報でありますので、無限定に提供いただくということは難しいというふうに考えておりますけれども、提供対象となる災害の範囲の拡大のために、民間事業者と調整を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、システムの効果の向上についてであります。現在は1時間に1回プローブ情報いただいておりますけれども、これをより高い頻度で提供いただくことによりまして、災害発生後の交通状況の変化を迅速に把握できるようにしたい、そして、そのためにシステムの処理能力の向上などを行ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。

次に、本事業の論点について、繰り返しにはなりますが説明をさせていただきます。本事業によるプローブ情報処理システムは、平成26年度に整備されたものであり、これまでの運用実績を踏まえた上で、更新を行う時期を迎えております。このような状況を踏まえ、本事業の1つ目の論点は、システムの更新に当たって、コストダウン・競争性の確保のためにどのような工夫が可能かとさせていただきました。2つ目の論点は、局地的な災害等であっても、迅速かつ的確な交通対策を行い、社会生活への影響を最小化できるよう、民間事業者から情報提供を受ける対象の災害を拡大することはできないか。また、3つ目の論点は、システムの効果を向上させるためにどのような取組が必要かとさせていただきました。

それでは、本事業につきまして御審議をお願いいたします。

内山先生、お願いします。

内山委員 最初に失礼いたします。この大規模災害時における交通情報システムというのは非常に重要な事業だと考えますが、やはり成果目標ですね、この目標が大規模災害発生地域における通行の可否情報把握区間割合100%ということなんですが、これはやっぱり災害が起きないに越したことはないんですが、災害が起きるか起きないかでも全然変わってきてしまうわけですね。一般的に言ってランダムな要因で大きく攪乱されるような指標は、ちょっと成果目標としてふさわしくないかもしれないと考えます。もうちょっと本来であれば、やっぱり地道に政策努力をして、その努力がしっかりと指標に反映されると、そういった指標が望ましいと思うんですが、せっかく頑張ったのにランダムな要因でぐっと下がっちゃうみたいなことになると、これはやはり適切に効果を測定することができないかもしれないと思います。

だから、なかなかいろいろお考えになると難しいんだとは思いますが、いわゆるnといいますか、ちょっとケースの数が小さくて、現在だと災害が起きるか起きないか、起きても1つ2つみたいな、非常に少ない事例でやるとそういった指標の乱高下が起こってしまいますので、何かもうちょっと段階的に図れるような指標を工夫できないかと考えますがいかがでしょうか。

交通規制課長 実は当初は365日稼働できるというようなものについて、指標としてお示しすることを考えておったわけですが、実際にこのシステムが動いたときにどういった効果を発揮できるのかという観点からは、こういった形の指標の方が望ましいかなというふうに思いまして、今回切り替えた形でこういった指標を提示させていただきました。

ただ、先生の御指摘ももっともなところもございますので、もし仮に別の指標があるのであれば、そちらを採用することについてはやぶさかではございませんけれども、現時点ですとこういった指標が一番適当なのかなというふうに考えた次第でございます。

内山委員 指標についてもう一つなんですが、今の点については、いろいろとお考えがあることが分かりましたけれども、また引き続きちょっと検討していただければと思います。

もう1個別の点なんですが、今回のこのシステムは、大規模災害時におけるという形で限定がかかっていますけれども、資料を拝見させていただくと、このシステムは災害時以外にも活用できる。具体的には資料の3ページに、渋滞・旅行時間の生成・提供、信号制御の見直し、交通安全対策の効果検証、事故危険箇所の把握等と、要するに災害時以外にも非常にいろいろ活用の幅が広いわけですよ。

私が何を気になっているかと言いますと、今回災害時の効果ということで取り出していますので、そうするとこのシステムの費用対効果を過小評価してしまうことになるのではないかと。つまり、本来であればもっと効果があるのに費用対効果が低いから、例えばの話、将来的にこれを廃止するみたいな話になると、ちょっとこれはもったいないので、それ自体国民の利益になるのかどうかという問題がありますので。今回、災害対応ということで事業を切り出されているのでこういう形の効果検証になっているのはやむを得ないかと思うんですが、何かそれ以外の外部効果といいますか、災害時以外の効果も、何かきちんと費用対効果の計算に反映できるような工夫をできないかというふうに考えております。

交通規制課長 ありがとうございます。先生御指摘のとおり、このシステムは平時におきましても活用できるシステムでございますので、例えば渋滞・旅行時間の生成などを先ほど、例として申し上げました。他方で、そういった渋滞・旅行時間の生成などにつきましては、車両感知器などでも計算をしておりますので、要は2つのシステムの効果が複合しているところでありまして、プローブ情報だけの効果として切り出すのはなかなか難しいと。他方で今回お示ししております災害時の対応ということについては、プローブ情報処理システム特有の機能でございますので、今回この場で議論をいただくのはこちらの方だけということが適当かなと考えた次第でございます。

会計課長 では、吉田先生お願いします。

吉田委員 コメントする前に幾つか細かいところを質問させてください。まずレビューシートなんですけど、予算額と執行額の表のところ、1ページ目ですね、27年度の執行額が900万から28年度が2,800万、急に増えているんですけど、たしかシステムの装備は25年度からですよ、整備は。この急激に増えた理由というのは何なんでしょう。

交通規制課長 システムにつきましては26年度に整備をいたしまして、27年度からは保守と、それから回線の費用ということになっております。27年度以降、全て保守とその回線の費用なんですけれども、27年度だけ額が少なくなっているというのが御質問だと思います。これは実は最初の年度ということもございまして、保守の内容を、私どもが考えている保守の内容は、プログラムの保守も含めて、機器とプログラム両方

というふうに考えておったんですけれども、最初の見積り等の段階で、機器だけというふうに認識をされてしまったところがございます、それで初年度におきましては低い額の設定というふうになってしまいました。したがって、28年度以降は安定的な金額になっておりますが、これはプログラムと機器の両方の保守と回線の費用ということでございます。

吉田委員 分かりました。2点目なんです、その下の成果目標のところ、今の指標であると情報提供開始後6時間で把握できると。6時間のタイムロスの内容を少し聞かれています方に分かるように御説明していただけますか。

交通規制課長 災害が発生いたしまして、警察庁から自動的に、あるいは手動によりましてメールでそれぞれの事業者に対してプローブ情報の提供依頼というものが行われます。それを事業者の方で受けまして準備をいたしまして、私どもの方に情報をいただくと。またそれを処理をいたしまして、表示をするということになりますので、どうしてもタイムロスというか、発災後直ちというわけにはまいりません。6時間という設定につきましては、初動の警察措置を考える上で、短ければ短いほどいいんですけれども、まずは6時間というところが1つの区切りかなというふうに思いまして、6時間というのを成果指標として盛り込ませていただきました。

吉田委員 短縮は可能だと思いませんか。

交通規制課長 なるべく短縮する方向で考えてまいりたいと思いますが、私どもの努力もありますし、民間事業者さんの方で努力いただくところもあるかなと思っております。

吉田委員 もう1点質問なんです、2点です。プローブ情報そのものについてですが、これもなかなか実は聞き慣れない、一般の方はですね。実際は我々渋滞情報でいつも利用はしているわけですけど、この民間のテレマティクス事業者5社、都内のタクシーから情報提供を受けているわけですけど、この提供の受け方なんです、いわゆる我々が通常渋滞情報を見ているのは、加工されたデータとしてもらっているのか、1次情報として個別のデータとしてもらっているのか、どちらなんですか。

交通規制課長 事業者によって受け方は違うんですけれども、線としてもらっているものについては、これは加工された情報でございますが、点としてもらっているものについては、これは1次情報としていただいております。

吉田委員 結構ばらつきがあると。

交通規制課長 会社によって受け取り方が違うところはございます。

吉田委員 それからもう一つは、今のプローブ情報の提供数。提供数って数えにくいですね。点と線じゃ全く話が違うんですけど、全体として把握するために、今の情報量で足りているのか足りていないのか。もっと要するにこれを拡大していけば精度が高まるとか、スピードが早まるとかそういう話なのか、そこら辺についてはどうでしょう。

交通規制課長 情報量というのはなかなか量るところが難しいところがあるわけでありまして、場所や時間帯などによりましてかなり左右されるんじゃないかというふうに考えております。例えば、先般の大阪の地震は、都市部で被災したという、本システムにおいては例外的なケースだと思うんですけれども、車の量も多いというこ

とでありまして、比較的早い段階で多数の情報が入手できたと。ただ、他方で山間部ですと、こういったわけにはいかないんじゃないかなというふうに考えております。

吉田委員 この事業に関しては、非常に費用対効果の高い事業だし、活用の仕方、それから情報提供をシステムティックにオーガナイズしていけば、より費用対効果が高まるいい事業だと思っています。そういう意味では、やはり情報ソースに関しては、1つは安定的であること。できれば山間部まで含めて捕捉しようと思えば、できるだけ情報量が多い方がいいと。そういう意味ではまだまだ拡大を、情報提供者の数も含めて、それからもう一つ先ほど言われたばらつきのある提供の仕方ではなくて、できれば処理のしやすい形で提供してもらおうといった話を、民間事業者と進めるべきだと思うんですね。これに関しては、いろいろ危惧する方もいらっしゃるかもしれないけど、少なくとも各メーカーでこれは設置して、なおかつ2次加工事業者から我々国民も提供を受けているわけですけども、個人情報と切り離す、紐付きでなければ、提供に関してはあまり問題はないだろうと私自身は考えています。だから、ぜひ拡大をしていていただきたいと。要するに、中山間部、山間部でも的確に早く情報を捕捉できるようにしていただきたいと思っています。

もう一つ、リスクマネジメントなんですけど、先ほど大阪と東京で2つにサーバーを用意してマネジメントしているということなんですけど、ちょっと心配するのは、そもそも民間事業者の情報提供者の方のリスクマネジメントはどうなんだという話ですよ。情報の提供を受けられるところがつぶれちゃえば、全く機能しなくなっちゃう。それは警察の責任でも何でもないわけですけども、それも含めて、先ほどの量の問題、それからこのリスクマネジメント含めて、警察だけではなくて将来を見越して国土交通省や防衛省も含めて、きっちりとしたメーカー、2次加工業者、そして各省庁、そういった形での協議会みたいなものを設置して、より拡大を効率的に図っていくという。それから、リスクマネジメントを官民合わせて考えていくといったようなことが必要なのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

交通規制課長 まず、情報の量が多ければ多いほど精度は高まって、山間部も含めましてというのはそのとおりでございますので、当庁といたしましては、なるべくたくさんの方の御協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

また、そもそも事業者が災害に遭った場合、これは御指摘のとおりなかなか私どもで何ともできないところはありますけれども、その点も含めましてなるべくたくさんの方からいただければ、その点もカバーができるということでございます。

また他省庁、特に国土交通省が関連するところだと思いますので、国土交通省とも連携をいたしまして、このシステムをより有効に活用していくということで考えていきたいと思っております。

吉田委員 ぜひ国土交通省なりと協力して、民間事業者をできるだけ多く巻き込むような、何かオーガナイズする方法を考えていただきたいなと思っております。

最後に、リスクマネジメントに対してなんですけれども、これはホームページで今、公開するだけですよね、一般の方からすると。この情報提供の方法も、これも民間とうまく話し合いが進めば、逆に民間から我々得ているそれぞれのプローブ情報、それを警察庁の情報や国土交通省の情報を重ねて、我々車そのものの中で受け取るという

ようなことも技術的には可能なんだろうと思うんですね。そこまで進めていくつもりで、ぜひ官民挙げて拡充を図ってほしい。これはコメントで結構です。

会計課長 河村先生、お願いします。

河村委員 私はこのプローブ情報を活用するときの対象の拡大の可能性についてお尋ねしたいと思います。つい先日も大阪で大きな地震もあって活用されたということなんですけれども、対象の災害が震度6弱以上の地震、それからその他の自然災害であれば政府に非常災害対策本部とかが設置された場合ということで、民間から情報提供を受ける以上、ある程度きちんと限定してというのは、それは分からなくはないんですけれども、やはりもうちょっと活用できる余地があるんじゃないかなというふうに、国民の目からするとみんな思えるんじゃないかと思うんですね。ですから、この前の冬にありました福井とか、それから北海道でもあったと思いますけれども、豪雪で本当にたくさん車が立ち往生になったというようなこともありましたし、ああいうような災害についても対象とすることはできないか。

先ほど実際にこの活動をするまで、情報提供開始後6時間というふうなお話もありましたけど、もちろんそれぐらいの時間がかかるということもあり得ると思いますので、場合によっては、例えば地震とかというのは急に来るので何とも言えないと思いますけれども、豪雨であるとか、それから豪雪であるとか、そういうものは今かなり気象予報の精度も高まってきて、かなり高いレベルの警報とかが出るときもありますので、そういうのが例えば出た段階で、警察庁の方から民間の方に委託をしていただいているというふうになれば、実際に大きな災害というふうにつながってしまう前に、車の動きをある程度感知できればいいということもあるでしょうし、そういう使われ方もあるのではないかなと思います。その辺りはどのようにお考えになりますか。

交通規制課長 ありがとうございます。災害の対象の範囲の拡大ということにつきましては、私どももそのように考えております。他方で、冒頭の御説明でも申し上げましたけれども、プローブ情報は、民間の事業者の方にとっては、コストをかけて収集をした情報、経済的価値ある情報でございますので、無限定にというのはなかなかないかなと。現時点では2つの条件の提示をして、協定の中で規定をしてございますけれども、これを別の客観的な基準にするのであれば、合意していただける余地があるのではないかなというふうに考えておりますので、またその点につきましては、民間事業者の方と協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

交通規制課理事官 もう1点、活用まで6時間という形で河村先生おっしゃった点で、少し補足をさせていただきたいと存じますが、6時間という形で成果指標を設定いたしましたのは、災害対応の初期段階で6時間の間に多くの道路について、私ども通行の可否や交通量が分かるようにということで、成果を測る時間として6時間を設定しておりますけれども、このシステムの稼働については、発災直後から民間からいただくことになっております。ですので、6時間かからないと一般の方に公開できないですとか、私ども情報を把握できなかったということではございませんで、今回の大阪の北部の地震でも、まさに先週ですけれども、発災後、もちろん1時間ごとにいただくものになっているものですから、1時間ぐらいの時間はかかるということではございますけれども、直後の段階からいただいております。ただ、当然多くの時間がたてばた

つほど、多くの情報が集まるということになりますので、成果指標のまとめ方として6時間という数字になっているだけでございます。

河村委員 もう一つよろしいですか。このやり方をいろいろ変えていったりとかするときに、民間事業者とのいろいろな調整とか話し合いが必要に、もちろんなると思うんですけども、やり方として、私はさっき吉田先生がおっしゃられた協議会方式みたいなのがすごくいいんじゃないかなというふうに思っています、やっぱりこうしてくださいとかということ警察庁の側から何か言うような感じの話じゃ、多分ないですよ。

ですから、民間の事業者の方々と、その中にももちろん警察庁は入っていただいて、必要であればもちろん国土交通省とかにも入っていただいて、じゃあみんなが合意できるような考え方としたときに、先ほどの条件についてもそうですし、あとはどういような形で警察とかへの情報提供があり得るということ、私たち民間のユーザーが各事業者の方との実際の利用するときのいろいろなひな型があると思うんですけども、盛り込んでおくのかとか、そういうことを官民が両方入る形で協議できるような場、そういう場を使って進めていただけるといいんじゃないかなというふうに思いました。これはコメントでございます。

会計課長 赤井先生。

赤井委員 私、大阪から来ているので、まさに先週の月曜日の地震、ちょうど8時ぐらいだったので通勤電車の中において、満員電車の中だと一斉に携帯が鳴るので、何が起きているか分からないみたいな状態。ピーピーいって何だ、地震だという状況だったんですけども、まさに地震が起きて、災害情報の重要性を感じたという次第です。それに関して、やっぱりどれぐらい情報が早く伝わる、集められて伝えられるのかということが重要で、その観点からですけども、最後のところの今後の方向性で書いているところにあると思うんですけども、今、河村先生おっしゃられたように災害の拡大、それと情報をどれぐらい正確に多く集められるのかというところが重要になってくると思います。

今回の行政事業レビューは、1つは予算の使い方というところにあると思うんですが、これを見てくると、最近の2,800万とかのうちの2,600万がソフトのお話なので、ほとんどこのお金はソフトの保守代ということになってくると思うので、お金の使い方という議論をしますと、実際は今も保守はある程度かかっていると思うので、今度更新するときどのような機能を入れていくのかというところが重要になってくると思いますし、また応札の話も後で出てくると思いますが。

その観点からももう少し幅広に考えると、予算とはリンクしないんですけども、やはり災害の範囲の話とか、台数の範囲とか、こちらの方は今までの議論だとお願いしましょうというようなことがあったと思うんですけども、逆に予算を使いながら何かインセンティブをつけて、効果的に情報を得られる方法はあまりないのか。そのところ、予算を効率的に使えば拡大ということもあると思うんですけども、もう少しそういうところを何か考えたことはあるのか。お金で買い取る価値があるのであれば、情報を買うということも考えてもいいと思いますし、そういうインセンティブをつけて、もっと情報を提供してもらいたいような仕組みづくりとかもあると思うんですが、

その辺りに関して、もう少し予算を使いながら、そういう集めるようなことは検討されたことはあるんでしょうか。

交通規制課長 全く同じ形のプローブではないんですけれども、違う形でプローブ情報を購入したことはございまして、今、金額が手元にはないんですけれども、おそらく相当のお金がかかるといふふうに印象を持っております。現時点におきましては、自主的なといいますか、御理解いただく形でプローブ情報を無償で、災害時に限ってということとございましてけれども、提供いただいておりますので、現在の枠組みをより拡大していくような形で追求していくのが現実的なのかなと思っております。

赤井委員 コストとの比較だとなかなか難しいということなんですかね。災害の範囲に関してもそうですよね。災害の範囲に関しても、お金を出してもっと広げるとかいうのもなかなか難しいので、そこも皆さんに理解をしていただくということになる。あとはシステムの方で、何か工夫をしても、そこは難しいのかな。集めた情報を……。まあ、ちょっとそこは考えます。すみません。

会計課長 藤森先生、お願いします。

藤森委員 成果目標が100%を目指していらっしゃるということで、ちょっとこれ、最新、大阪が何%であったのかも伺いたいたいところなんですけれども、場所的に九州北部のときが65%弱だったということで、これは具体的に成果目標を上げるために、データを増やす工夫というのはどういったことを考えていらっしゃるんでしょうか。今、提供されている5社というのが、調べましたらほぼほぼ大手さんの車メーカーさんが入っていらっしゃるように思うんですね。そうすると、車以外の何か情報を、民間からもらうような形を考えていらっしゃるんでしょうか。

交通規制課長 まず大阪の数なんですけれども、提供後6時間で98%という、非常に高い数値に至っています。これは先ほど申し上げましたとおり、都市部という特有な事例であるという事情があったと思います。その上で、拡大のための工夫でありますけれども、1つは警察の事業といたしましては、高度化光ビーコンに対応する車を増やす、あるいは、光ビーコン自体を増やすということもあります。それから、大手のメーカーにつきましては、御指摘のとおり、既に協定を締結してございますので、もう少し別の観点から、例えば物流事業者とか、そういうところについてもプローブ情報を収集しているところがあれば、そこからいただくということも1つの切り口かなと思っております。

藤森委員 これはジャストアイデアなんですけれども、先日の勉強会の方でも申し上げたんですけれども、普通に携帯事業者さんからはいただけないのかなというところが大きなところで、スピードである程度の速度を出しているところであれば、今、プローブ情報って車で携帯の電波ですよ。そうすると、それがついてない車に乗っていて携帯を持っている方の情報は全て漏れているという状況だと思うんですね。その辺はかなりn数としては増えるのではないかなと思うんですが。

交通規制課長 御指摘のとおりでございまして、携帯電話の位置情報が把握できれば、おそらく数は爆発的に増えると思いますが、他方で車と人をうまく区別することができるかという技術的な問題が1つあるのと、あともう一つ、そもそも論というか前提の問題といたしまして、車についても個人が特定されない状態でプローブ情報をいた

だいていますけれども、電話になりますと、より個人に近い形の情報になりますので、そういった情報を提供いただけるのかどうなのかという議論も必要なのかなというふうに思っております。

藤森委員 まさにおっしゃるとおりで、個人情報本当に皆さん気にされているところだと思うんですけども、現状でも災害時に限るといふようになっておりますし、今普通に携帯電話サービスで、子どもの位置検索や何かをかけるときも、子どもでさえも情報をあげるかどうかで選択ができるんですよ。何か技術的にはちょっと可能なのかなと。携帯事業者さんの情報が必要かどうかから始まって、必要であればどういった形で工夫すればいただけるのかというのを、もう少し詰めてもいいのかなと思いました。

交通規制課長 それでは、御指摘いただきましたので、そういった検討についても行ってまいりたいと思います。

藤森委員 ぜひよろしく願いいたします。

赤坂委員 民間業者から受ける情報と、警察庁独自の把握する情報の割合はどの程度なんでしょうか。

交通規制課長 正確な比率については私ども把握していないところではございますが、ただ、民間の研究機関の推計でございまして、私どもと協定を締結していないところも含めまして、プローブ情報を何らかの形で提供している車というのは500万台ほどあるというふうに承知をしております。他方で警察の光ビーコンに対応している車というのは、もう少し今は増えていると思っておりますけれども、まだ5万台ぐらいですので、まだまだ私どもの方の努力の余地があるのかなというふうには思っております。

赤坂委員 そうすると、この事業においては、民間情報というのは圧倒的に依存度が高いわけですね。考えられる論点にもお書きの点ですけども、災害の対象をもう少し拡大できないかとか、その辺りの問題はいかがなんでしょうか。

交通規制課長 御指摘のとおりでございまして、民間事業者の方をお願いするところがかなりの割合を占めておりますので、引き続き災害の対象の拡大につきまして、民間事業者の方の御理解をいただくように努力をしてみたいと思っております。

赤坂委員 この前の大阪の地震のときは、トヨタが独自に道路情報をユーザーに伝えているというような、運転手に伝えているというような報道を聞きましたけれども、あれはトヨタだけが突出してやっていたということなんでしょうか。

交通規制課長 トヨタさんにつきましては、平素からそういった観点でプローブ情報を提供しておられるというふうに承知をしております。他方で私どものシステムは、トヨタさんに限らずですけども、いろいろな事業者からの情報を複合することが1つのメリットというか強みなのかなというふうに考えております。

会計課長 河村先生、お願いします。

河村委員 論点の最後のところで、最初からすみません、失礼しました。広域交通管制システムとの統合の改修で、いろいろシステムの改修を考えていかれるということで御説明くださっているんですが、ここをもう少しちょっと分かりやすく御説明いただければと思うんですけども。今、ですから警察庁には広域交通管制システムというのとプローブ情報処理システムというのが別々に存在するという、そういう理解でよろし

いでしょうか。はい。

それでデータの収集方法として、警察の場合には路側に設置された光ビーコンで収集するというふうになっているんですけども、これは広域管制システムの方にも、もちろんそのデータは持っているということですか。そうではないんですか。

交通規制課長 別のシステムでございます。整備された年も違いまして、広域交通管制システムといいますものは、全国都道府県警察にあります交通管制センターで収集しております渋滞情報、交通規制の情報、こういったものを集約しているシステムでございます。先生がおっしゃったとおり光ビーコンからの情報というのもそこに入っております。このシステム、別のシステムなのではありますけれども、例えば地図情報、都道府県警察から収集した情報を地図に落とし込むという点では共通をしておりますので、共通点がございますので、この2つのシステムを1つにすることによって、そういった重複している部分を排除して、データベースもスリム化して、コストダウンを図ることができるんじゃないかと、そういうふう考えております。

河村委員 そうですか。じゃあまさにそれをこれからなさろうとしているということですね。

交通規制課長 そのとおりです。

河村委員 はい、分かりました。

会計課長 審議の途中ではございますけれども、そろそろ有識者の皆様方にはコメントシートへの御記入を始めていただきますようお願いを申し上げます。

吉田先生、お願いします。

吉田委員 メーカーだけじゃなくて、日本で大手というとホンダ、日産、トヨタ、それからDCMさん、野村総研さんあたりが1次加工、もしくは2次加工のデータをプローブ情報提供をしているというのが有名なんですが、この前の勉強会でも言ったように、やっぱり輸送事業者なんかも本来、なかなか警察が進めてもしようがないんですが、民間事業者もリスク管理としてはつけるべきなので、そういうところが今後増えてくれば、ぜひそういう情報も収集して。先ほどの、やはり今の規定で災害時ということで、かなり厳しい縛りを警察自らかけているのであれなんですけど、これもそういった協議会みたいな官民の連携強化のためのオーガナイズできれば、そこで議論を詰めて、もう少し拡大していく。

ただ、先ほどの広域交通管制システムの統合なんかが終われば非常にいいと思うんですが、逆にこちら側から警察の災害時の特別な緊急の交通規制情報、通常も情報は提供されていると思うんですが、プラスそういった情報。それから、国土交通省だと災害対応の交通規制だったり、災害の発生情報だったり、そういったものをうまく統合して、民間事業者にフィードバックする、プローブ情報のお返しにですね。そういった付加価値を付けることによって、より協力者を増やしていくというような工夫も、今後官民で話し合っ、システムのうまく統合できるようであれば、先ほど藤森先生が言われた、携帯なのか、もしくはいわゆるGPS装置なのか、そちらでも受信できるような情報として提供することはそんなに難しい話ではない。そういった話し合いもできるようなものを、至急進めていただければなと思っています。

そうすると、先ほど言われたコストの問題は、付加価値を付けて情報を逆にフィー

ドバックするかわりに、無償で情報を下さいみたいな話もうまくいくかもしれないというふうに考えています。

会計課長 赤井先生、お願いします。

赤井委員 じゃあ応札についてちょっとお聞きしたいんですけれども、実際このシステムを入れたのが26年度ですね。実際執行額が3億円ぐらいですか、機器代が。今の保守、27年度は別として、保守が大体2,600万ぐらい、2,000万ずつぐらいということで。応札したときの経緯も、これ、1者だったんですか。その辺りを教えてください。

交通規制課長 26年度の応札は3者でございまして、予算が5億5,800万に対して執行額が3億2,300万という形になっております。

赤井委員 そこではある程度競争が働いていたということなんですが、そのときに、これ、多分セットになっているので、そのこの会社がとると、その後のメンテナンスはその会社がやるという形になっているように見えるんですが、それで正しいですか。

交通規制課長 そこは毎年毎年の入札なんですけれども、事実上というか、システム整備を請け負った業者がシステムについて熟知しておりますので、そういった観点で有利になっているという観点はあるのかもしれませんが、形態としては入札をしております。

赤井委員 入札をして。でも、これ1者ですよ。

交通規制課長 すみません、そういう意味では1者入札になっています。

赤井委員 1者でほかのところ、公募するけれども1者しか来ないということですね、もちろん。これはなかなか、この例に限ったことではなくて、ほかでも起きていることだと思うんですが、ハードを導入するときに安いということでそこに決まると。そのときも選定されたと思うんだから決まるけれども、その後のメンテナンスのところではどうなのかというところで、そういうその後の保守も含めたところへの総合評価みたいな形になっていたんでしょうか。

交通規制課長 当時はそういった観点ではありませんで、システムはシステム、保守は保守ということになっています。先生御指摘の観点を取り入れますと、例えば保守つきのリースという形で何年か分まとめてということもありますけれども、そうなりますとコストがどちらの方が見合うのかなという、そういう問題がございまして、現状におきましては保守……。

赤井委員 だから重要なのは、そのときにあらゆる面も含めて、そのときに安いだけじゃなくて、リースも含め、あとの保守も含め、総合的なライフサイクルコストを見た上で、もちろん質等の評価は必要ですけれども、見た上でそこが望ましいということが、実際どのぐらいなされていたのか。今答えるというよりは、今後次のシステム更新のときにはそういうところも含めて、まずは競争性があるかどうかの方が大事ですし、そのときの透明性みたいなきちっとした、あらゆる可能性も含めた上でそれが選ばれたということを国民の人に説明できるような仕組みづくりというのは、次のときにはしっかりやるのがいいのかなと思います。

交通規制課長 承知いたしました。

会計課長 内山先生、お願いします。

内山委員 先ほどちょっとシステムの統合の件の話に戻ってしまうんですが、プローブ

情報処理システムと広域交通管制システムを統合することによって、コストの低減が可能だというお話が先ほどありましたが、ここで私が最初に申し上げた点に戻りますが、いわゆる交通情報システム全体の効果ですよ。先ほどこちらのシステムだけの効果を切り分けるのは難しいということだったので、災害に限定したということなんです。もしこの2つのシステムが統合されれば、災害時以外の効果も含めて、全体としてのその後の交通情報システムの国民に対する効果というのが見られると思うんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

交通規制課長 広域交通管制システムは平時における交通対策、警察庁が都道府県警察を指導する部分も含めてですけれども、それもカバーする機能を持っておりますので、先生御指摘のとおり2つのシステムが統合された際には、平時、災害時両方の観点から効果を見ることが可能になるというふうに考えております。

会計課長 吉田先生、お願いします。

吉田委員 なかなかアウトカムの指標は難しいんですけど、有事、平時両方で今ずっと考えていたんですけど、例えば渋滞が起こると。それを捕捉して有効な誘導、規制措置をするということですよ。例えば渋滞の解消時間、これもなかなか難しいですけどね。渋滞を捕捉してからそれを解消するまで、これはアナログの部分も当然入りましますよ。これで捕捉して、情報のフィードバックを現場にして、現場が動いてというふうになるんですけど。それを例えばアウトカムにするということはちょっと考えにくいですか。

交通規制課長 すみません、ちょっと私の理解が不十分かもしれませんが、プローブ情報処理システムは災害時だけしか機能しないシステムで……。

吉田委員 ああ、統合された後を想定したらということなんですけどね。

交通規制課長 ああ、失礼いたしました。すみません、どんなシステムになるか、まだちょっと先の話がございまして。

吉田委員 要は、じゃあ災害時に絞って話をすると、災害時にプローブ情報が有効なのは、基本的に動きが止まっている、若しくは非常にスピードが緩くなっているところで何かが起こっている。現場がそれで駆けつけて、何らかの適切な処置をするということだと思うんですけど、その理解には間違いはないですか。

交通規制課長 そうですね、おっしゃるとおりです。

吉田委員 滞りなく通っている路線も、当然総体として把握するということになりましますね。

交通規制課長 そうですね。

吉田委員 そこで、災害時の渋滞とか、要するにどんどんたまっていくわけですよ、何らかの形で遮断されていけば。それを早く捕捉して、それを誘導して、渋滞が解消されるという状態が一番望ましいわけですよ。これは別に国民にアピールするとかいう意味じゃなくて、皆さんのPDCAサイクルの中でどう活用するかという話をしているんですが、その時間を毎回計って、それはより迅速化される方向で改善していくみたいなことは使えないんでしょうか。

交通規制課長 システムの機能としては使えると思いますが、他方で本当に大きな災害が発生した場合には、通れる道がそもそも限られてまいりますし、ほかに誘導しよう

と思ってもなかなか誘導できないと。緊急交通路の確保という問題もございますので、現実問題として、どこまですぐに効果があるのかという点は別として、1つの指標としては考えられると思います。

吉田委員 そうですね。これって別にタックスペイヤーに関しての情報公開としては非常に有効なんですけど、少なくとも改善を重ねていくためには、やっぱりこの指標ではなかなか改善につながる指標にはならないだろうと思うんですね。もちろん地域のリンクする区間数が増えれば増えるほど精度が高いと。さっき言った情報提供者の密度とか量によるとは思うんですけども。幾つかの指標を複数掲げてやっていかないと、この情報のよさとか活用度合いを引き上げていくというのはなかなか難しいと思うので、できれば今のアウトカム指標だけではなくて、複合的な指標を設定すべきかなというふうには思っております。

交通規制課長 統合を見据えて、その点についても考えてまいりたいと思います。

会計課長 河村先生、お願いします。

河村委員 すみません、このシステムは本当にうまく使われれば、国民にとっても大変なメリットがある、利益があるシステムじゃないかなと思うんですけども、国民の理解を得るためにも、やはり情報提供、今も日本道路交通情報センターを通じて提供されているということなんですけれども、もう一工夫あってもいいのかなというふうに思います。こういうことが行われているということが、実はみんなあまり知らなかったりとか、いざ災害となったらみんな大変ですけども、媒体が、道路交通情報というの、テレビでも決まった時間にいつもやるのは見ますけれども、やっぱり災害とかが起こってきたときに、こういうのをタイムリーにちょっと間を挟んで伝えてもらうような、そういうようなことをあらかじめ報道を各社でちょっと相談しておくとか、それから後、ドライバーに届けるってやっぱりラジオですかね。実際に走っている人に届けるならばラジオなのかなという気もしますけれども、そういうところも含めてちょっと工夫してもいいんじゃないかなというふうに思います。

ともすればこういうのって、このシステムがうまく早期に稼働して、ここはちょっと行けなさそうだとということでみんながうまく迂回できれば、結果的に問題が起こらないと、普通の報道に乗ってこないんですよ。要するに、問題が起こるとその取材に各社がわーわー行って、そういうのが毎日テレビでばんばんばん流されて、こんなに立ち往生しているとか、こんなにひどい災害になっている、それは私たちは見るんですけども、逆にいくとうまく何とかこれがあつたおかげで、実はそんな大変なことにならずに済んだというのは、わりと分かりにくくなっちゃうところもありますので、逆にやっぱり災害とかが不幸にも起こってしまったときに、こういう提供もあるんだよということを、普段からある意味、広報に少し工夫していただいてもいいかもしれませんし、後は実際に起こったとき、いかにそれを一般の国民、それから実際に運転しているドライバーとかにうまく伝えるかというところをあらかじめ少し工夫して、各方面と御相談いただいてもいいんじゃないかなと思います。

交通規制課長 実はラジオもテレビも、いずれも道路交通情報センターの提供でございますし、災害時にどうするのかということについて、私どももちろん努力いたしますし、その点について、また検討してまいりたいと思っております。

会計課長 赤井先生、お願いします。

赤井委員 今回の関連ですけど、関係者がたくさんいると思うので、定期的にそういう人たちが集まって、今後どのように情報提供し合うのがお互い望ましいのかを考えると、そういうのを議論できるような場というのを、例えば設置しておくとか。随時その場で議論しているよりは、集まって議論するというのも、組織じゃないですけど、そういうときに専門の人にも入ってもらってとか、そういう仕組みづくりみたいなのもしておく、頻度はそれほどじゃなくても半年に1回とかでもいいと思うんですけど、随時できることというのが着実に進むのかなと思います。実際役所側も担当者が変わりますから、そういう組織がちゃんとあった方が、定期的に何か進むよというインセンティブになるのかなというふうには思います。今は随時という感じなんですか。

交通規制課長 先ほど吉田先生からも協議会のアイデアをいただきましたので、そういう場を設ける方向で考えてみたいと思います。

会計課長 内山先生、お願いします。

内山委員 資料の8ページ、システムの活用事例の2ということで、九州北部豪雨のときに渋滞情報を見て、そして信号制御の見直しを実施したということなんですが、そこでちょっとお伺いしたいのは、先ほどちょっと申し上げたE B P Mの関連でもあるんですが、こういった信号制御の見直しみたいなのは、一定の科学的知見に基づいたアルゴリズム的なものに沿ってなされているのか、それともマニュアルでやっているのかということなんですけれども、どうなんでしょう。

交通規制課長 現状におきましては、経験値も含めた我々の過去の蓄積に基づいてやっています。アルゴリズム、A Iみたいなものを使っているかというお尋ねであれば、それはまだ、その段階には至っておりません。

内山委員 おそらくこういう分野というのは、工学系の先生なんか、渋滞研究なんかをされていると思いますので、A Iとまではいなくても、そういった研究成果を十分に生かして、より効率的・効果的な施策につなげていただければと思います。

交通規制課長 失礼いたしました。そういう観点であれば、交通工学の先生方の御知見をいただいております。

会計課長 藤森先生、お願いします。

藤森委員 単純に私の認識不足なんですけれども、これは日本道路交通情報センターからの情報というのは、もともとの情報を提供してくださったメーカーさんの方にはいつているというふうに認識してよろしいのでしょうか。普通にカーナビに反映されているというふうな認識ではないのでしょうか。

交通規制課長 プローブ情報処理システムの結果ですか。

藤森委員 そうです、結果です。今、ホームページに載っているという形で、資料9ページに載せていただいているんですけども、データとしては普通にカーナビの業者さんに情報がいつて、カーナビによく渋滞情報ってありますけれども、災害時に同じように通行止めみたいな形で情報提供というのは、今のところなされていない？

交通規制課長 その情報は、何といいますか、この仕組みとは別の流れとして行っておりまして、カーナビの上に渋滞とか規制とかが表示されているのは、道路交通情報センターを経由した情報が表示されているものでございます。

藤森委員 ですから、先ほどもちょっと御指摘で、分かりやすい形でとおっしゃっていたんですけれども、車に乗っている限りにおいては、カーナビがついている車であれば、普通は見られるというか、情報としては裏側ではつながっているという認識でよろしいんですね。

交通規制課長 はい。ここでお示ししていますのは、通行実績情報でありますので、ちょっとそれとは別の観点の話でございますが、先生のお話しされている情報につきましては、カーナビの方で表示する、見られるということです。

藤森委員 一般の歩いている方は、当然自分のスマホなりパソコンなりで、自分の近所がどうなっているかを把握することができるという認識であれば、特に情報提供という意味では、今ので問題ないのかなというふうにちょっと思ったんですけれども。

交通規制課長 道路交通情報センターのウェブサイトですとかアプリとかを御利用いただければ、見ることはできます。

吉田委員 今送っているのは、広域交通管制システムで送っている通常情報ですよ。

交通規制課長 おっしゃるとおりです。

吉田委員 防災時はそうはいかないので、プローブ情報で分析をもとにした特別な規制を発しなきゃいけない。国土交通省も、災害の場所という情報は今、送ってないはずなんですね、規制がかかるまでは。だから、少なくとも即時に災害時に、警察なり国土交通省が把握した情報は、通常のルートじゃなくてプローブ情報の解析から現場へ行って、現場で把握した情報は、交通管制センターへいく情報と、こちらのフィードバック情報どっちが早いかという話になるんですね。そういう意味では、もう少し情報を拡大して、重ねてやっていくということが必要だと。さっきはそういう指摘なんですね。当然送っているのは事実なので、通常の交通規制情報は、通常テレビ局にもラジオにも携帯電話会社にも、それからプローブ情報というよりも、はっきり言ってDCMさんのような業者にもいっているということですよ。

だから、そこら辺の統合がどう活用できるかというところは、特にこちら側から、国土交通省や警察庁からどのスピードで、どの情報、通常発していない情報を価値として国民も、それからいただく民間事業者も、ああ、そういう情報をそのスピードでくれるんだったらありがたいという話になれば、非常にいい関係ができるだろうと、そういう議論だと思います。

交通規制課長 ちょっと工夫の余地があるのかなと思っております。いただいたところだけに出す情報のほか、一般国民にも当然お知らせしなければいけない情報もございますので、どういうふうな情報が必要で、それをどういうふうな形でお返しできるのかと。

吉田委員 それは今、現状での話ですよ。だから、やはり協議会等をつくって、全社とは言わないまでも、90%以上オーガナイズして、国も民間も国民も、少なくとも全体の情報をいかに活用するかというところで協議を進めていただければなと思いますけれども。もうそういう時代が来ているんだと思います。

交通規制課長 一度お話をして、御要望などを聞いてみたいと思います。

交通規制課理事官 吉田先生から、関係者間との協議の重要性についての御指摘をいただきまして、まさしくそうであると思います。実際の災害対策の件からの情報の補足

だけなんですけれども、熊本地震の際に、阿蘇市街に行く道が、熊本市街からとまってしまったということがありまして、政府で物資をまさに運ばなければいけないわけなんですけれども、その際に大分側だったら入れるという情報を、このシステムをもとに提供させていただきました。そのときに、もちろんこのシステムにつきましては、今一般公開をしたわけでございますけれども、一方で、一般の全てのドライバーが知って、その道に集中することが是か非かという問題もないわけではないわけでございます。そういう意味で、まさに吉田先生がおっしゃった、関係者の方との協議が大変重要であると思っております。より重要なものを運ばれる政府関係でありますとか、物流の関係者でありますとか、より初期段階では自衛隊や警察も動くわけでございますけれども、そういう意味で、よくコミュニケーションを関係者間でとれるということをお望みしたいと思います。

吉田委員 実は警察庁だけの問題じゃないんですけど、本来自治体とか国土交通省もそうなんですけれども、いわゆる避難命令出ますよね。実は今、家屋にいる人に対しての避難命令と、家屋外にいる人の避難命令というのが防災放送等で流れるんですが、実は車の方に対する避難命令というのは、法的にはないんですよ、今のところ。もちろん警察官が現場にいれば、外部にいるものとしてみなして、車を捨てて逃げてくださうと言ったことができると思うんですけど、それも含めて僕は車の中にいる人に通常じゃない情報、しかもJアラートはありますけれども、なかなか聞こえづらい状況も多いですから、そういうのはやはりドライバーに対してそういった情報を非常に統合した形で提供していくと。災害時ならではの情報をいかに早くフィードバックするかというのは非常に重要だと思うんです。

今おっしゃるように、また下手な誘導措置で渋滞箇所が増えると大変なことになるんですけれども、今言ったように車を捨てるという選択肢が非常に重要なんですね。だから、そういう意味では私も阪神と東北経験しましたが、大阪も今回経験しましたが、少なくとも車を捨てる、乗っている電車を捨てるという作業が非常に重要になるので、そういった面まで高めてもらって、ぜひフィードバックを充実してもらいたいと思います。

内山委員 ちょっとEBPMの話を出して申しわけないですが、イギリスやアメリカでは政策立案に対しての行動経済学というか行動科学ですね、ビヘイビオラル・サイエンスの知見を活用されていまして、ナッジというんですけれども、ちょっとした工夫によって人々の行動を変えることができる。特に今ですと環境ですとかエネルギー分野なんかでも日本で取り入れられ始めているんですが、まさに今吉田委員がおっしゃったような話で、人々の行動をどう変えるかというのを、それを強制によるのではなくて、おそらく情報の提供の仕方に加えることによって、科学的な知見を利用して工夫を加えることによって、いろいろ人々の行動をよりよいものに変えていくことができると思います。そういったのは既に行われているのかもしれませんが、引き続き深めていただければと思います。

会計課長 それでは、評価結果及び取りまとめコメントの案を赤坂先生からお願いいたします。

赤坂委員 それでは、発表いたします。皆様が投票した結果は、事業内容の一部改善が

4人、現状どおりが2人であり、それぞれの主なコメントは、事業内容の一部改善としましては、民間事業者から提供を受ける情報量の拡大や対象の災害の拡大に向けて、協議会の開催など、官民挙げて事業の更なる改善について検討すべきである。それから、本システムの更新に向けては、広域交通管制システムとの統合・改修や調達に当たっての競争性の確保に向けた工夫をすべきであるという御意見であります。

それから、現状どおりとしましては、これもニュアンス的には一部改善の方向に向かっていないんじゃないかと思うんですけども、まず更なる拡充をということで、災害時の交通規制情報、広域交通管制システム、国土交通省の都道府県を含む災害情報を統合した情報を民間事業者にフィードバックすることで、協力事業者を拡大することが可能ではないか。ホームページ以外でも、国民が情報を受けられるよう、官民協力してのシステム構築を図っていただきたいという内容。それから、現状どおりではありますけれども、指標についてより妥当なものがないか、引き続き検討いただきたいというものであります。

したがって、この事業の評価結果の案は、最多得票を得た事業内容の一部改善といたします。また、この取りまとめコメント案としましては、先ほど御紹介した事業内容の一部改善に係るコメントとしたいと思います。以上です。

会計課長 ありがとうございます。ただいまの評価結果及び取りまとめコメントの案に対して、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。御意見ございませんでしょうか。

それでは、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを赤坂先生からお願いいたします。

赤坂委員 それでは、先ほどの評価結果及び取りまとめコメント案につきまして、皆様の御賛同をいただけたものと判断いたしましたので、これを最終的な評価結果といたします。以上です。

会計課長 ありがとうございます。今後はこの評価結果といただいたコメントを踏まえまして、より効果的・効率的な事業となるよう努めてまいりたいと思います。

それでは、この事業はこれにて終了いたします。ありがとうございます。

予定しておりました2事業の審議が終了いたしました。

最後に、松本官房長から御挨拶させていただきます。官房長、お願いいたします。

松本官房長 どうも先生方、本日は大変ありがとうございました。限られた時間ではございましたけれども、大変活発な御議論をいただきまして、私ども大変勉強になったと思っております。

我々いろいろな制約条件の中で、いろいろな事業を構想して推進しているわけですが、まさに国民の視点、あるいは専門家の視点というところからすれば、さらにいろいろ工夫の余地があるのではないかという御議論、あるいは我々のどうしても思い至っていないような話にまでもいろいろ御指摘いただきまして、今後生かせる議論を拝聴させていただいたなど考えているところでございます。

何といたしましても、我々がこうした事業、この2つを始めいろいろな事業を進めておりますのは、国民の皆様方の安全・安心を中心とした利益、あるいは便益といったことのために、いかに税金を有効に使うかということだと思っておりますので、今後とも引

き続き効果的・効率的な事業になるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

ぜひ引き続き警察庁の会計業務につきまして、忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

会計課長 これをもちまして、警察庁の公開プロセスを終了させていただきます。ありがとうございました。

以上